

県外から 徳島へ移住を お考えの医師や 看護職員の方へ

徳島県医師・看護職員移住支援金

徳島県へ移住し、県内の公立又は公的医療機関への就業で

世帯で移住
する場合は

150万円

単身で移住
する場合は

90万円

支給します!

支給要件

■移住元要件

- ・住民票を移す直前10年のうち、5年以上徳島県外に在住していること
- ・住民票を移す直前10年のうち、5年以上徳島県外の医療機関に医師・看護職員(※)として勤務していること
※看護職員は、保健師、助産師、看護師、准看護師が対象
- ・住民票を移す直前1年以上、徳島県外に在住していること

■移住先要件

- ・令和7年4月1日以後に徳島県内の市町村に転入したこと
- ・申請時、転入後3ヵ月以上1年以内であること
- ・勤務開始日から5年以上徳島県内に定住する意思があること

■申請要件

- ・就職先が徳島県内の公立又は公的医療機関であること
- ・週20時間以上の無期雇用契約であり、3ヵ月以上在職していること
- ・勤務開始日から5年以上継続して勤務する意思があること
- ・大学病院や医療機関からの派遣や研修等による勤務地変更ではなく、新規の雇用であること
- ・移住等に関する他の支援金等の支給を受けていないこと

募集人数(R7年度)

- ・20件程度(申込者多数の場合は、先着順とし、募集を締め切る場合あり)

返還対象

下記の要件に該当する場合は支援金返還の対象となります。

■全額返還

- ・虚偽の申請をした場合
- ・勤務開始日から起算して、3年未満で県外に転出した場合
- ・勤務開始日から起算して、3年未満で県内の公立又は公的医療機関に勤務しなくなった場合

■半額返還

- ・勤務開始日から起算して、3年以上5年以内に県外に転出した場合
- ・勤務開始日から起算して、3年以上5年以内に県内の公立又は公的医療機関に勤務しなくなった場合

その他



詳しくは「医療とくしま」HPへ
アクセスしてください。

Go!



■お問い合わせ先



医師の場合

徳島県 保健福祉部 医療政策課 地域医療・医師確保担当 TEL:088-621-2738

看護職員の場合

徳島県 保健福祉部 医療政策課 看護担当

TEL:088-621-2195